

令和4年11月吉日

推薦大学学長殿

公益財団法人清和国際留学生奨学会  
代表理事 近藤純代  
(公印 略)

## 募集要項

令和5年度私費外国人留学生対象の奨学生の募集について  
並びに、日本国籍を持ち、アジア・オセアニア諸国の大学に1年以上留学する  
奨学生の募集について

当財団の活動に対し、いろいろとご助力ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、表記について、別添「令和5年度外国人私費留学生対象の奨学生募集要項」により奨学生的募集を行いますので、該当留学生のご推薦をお願い申し上げます。

また令和2年度より、日本国籍を持ちアジア・オセアニア諸国の大学に1年以上留学する奨学生を「外国人私費留学生対象の奨学生募集要項」に準じ奨学金支給を始めました。貴大学で外国人留学生とは異なる部署で手続きがなされる場合は、その担当部署にお知らせくださいようお願い申し上げます。

なお、採用者の決定は、貴大学などのご推薦のもとに当財団の選考委員会に諮った上、令和5年2月中旬までに決定する予定でございますので、念のため申し添えます。

### 記

1. 募集の定員、令和5年度は8名（院生、学部生合計）。
2. 推薦数は、留学生で、院生1名、学部生1名の2名及び、日本国籍を持ち、  
アジア・オセアニア諸国の大学に一年以上留学する学生1名の推薦をお願いします。  
なお、各国とも1名を限度とし、中国、韓国以外のアジア、オセアニア諸国・地域の出身者に  
広がるようご配慮をお願いします。  
また、院生の場合は現在時点で研究生でも可、学部生は応募時点の年次には拘りません。
3. 当財団への応募書類は、年末でお忙しい時期にかかり恐縮ですが、12月23日までに到着する  
ようご配慮をお願いします。なお、ご不明な点はメールにてお問い合わせください。  
[contact@seiwa-zaidan.or.jp](mailto:contact@seiwa-zaidan.or.jp) [s\\_kondo@newlong.com](mailto:s_kondo@newlong.com)
4. 添付書類
  - ① 当財団の設立趣意書
  - ② 奨学金支給規則
  - ③ 奨学金支給申込書 関係書類一式

以上

令和4年11月吉日

### 公益財団法人清和国際留学生奨学会

令和5年度私費外国人留学生対象の奨学生募集、並びに日本国籍を持ち、  
アジア・オセアニア諸国の大学に一年以上留学する奨学生の募集要項

#### 1. 応募資格

- ① アジア・オセアニア諸国・地域の国籍を有するもので、わが国の大学において勉学、若しくは研究などを行っている大学学部生、または大学院生であること。並びに日本国籍を持ち、アジア・オセアニア諸国の大学に一年以上留学する大学学部生、または大学院生であること。
- ② 応募時現在で、学部生は満30歳未満、院生は満35歳未満であること。
- ③ 日本政府(自治体を含む)など、または他の財団等からの奨学金をうけていないもので、学業、人物ともに優秀で且つ健康体であること。
- ④ 4月からの支給のための手続きが必要なため、2月中に来日していること。

#### 2. 募集人員 8名（学部生、院生 合計）

3. 奨 学 金    学部生    月額80,000円  
                  院 生    月額100,000円

（日本国籍 アジア・オセアニア諸国への留学生には、別紙 特例規程があります。）

#### 4. 給付期間 令和5年4月から令和7年3月まで(2年間)

（但し、この期間内であっても学生資格を失ったとき等はその時点以降支給しない）

#### 5. 応募の手続き

別に定める応募申込書に、必要事項を記入の上、次の添付書類を添えて、在学大学の指定する日までに当該大学の学長（事務は当該大学留学生関係部課）宛に提出すること。

- ① 在学する大学、または大学院の在学証明書、合格通知書および成績証明書（令和5年4月時点で大学院生になる場合で、日本国の大成績証明書が無い人は出身国で在学した大学の成績証明書で可）
- ② 在学する大学、若しくは大学院の指導教官の推薦理由書
- ③ 自己紹介レポート（用紙A4 Word使用 日本語 明朝体 文字サイズ10.5ポイント  
1行の文字数40字 1ページの行数36行 1枚）  
※氏名、大学名（学部・学科・学年）を書いてください

#### 6. 選考および決定

応募手続き書類に基づき、当財団の選考委員会において審査し、その審査結果の報告により、当財団理事会の議を経て当財団理事長が決定します。

審査選考の結果は、在学する大学学長を通して令和5年3月上旬までに通知します。

7. 報告書等の提出など

- ① 奨学生は、奨学生の義務として毎年2回（2月と6月）に学習・生活にかかわるレポートを、また10月に「近況報告」を当財団に提出しなければならない。  
(3月、7月、11月に「清和会報」として発行し、関係者に配布)
- ② 奨学生は財団から出向くよう求められたときは、特段の理由なくこれを拒んではならない。特段の理由あるときは、これを当財団に連絡し許可を得なればならない。

8. 奨学金の支給打切り等

(イ) 支給の打ち切り

- ① 申請書の記載事項に虚偽の記載が発見されたとき。
- ② 大学で懲戒処分を受けたとき。または日本の法律に違反することがあったとき。
- ③ 在学している大学を退学、または転学、若しくは、特別な理由なく留年したとき。
- ④ 日本政府(自治体を含む)または他の財団から奨学金の支給を受ける事となったとき。
- ⑤ その他 奨学生としての応募資格を失ったとき。

(ロ) 支給の停止

- ① 3ヶ月以上の休学、または欠席したとき。  
但し、理由が消滅したときは復活することがある。
- ② 奨学生としての学業、または素行が不適当と認められたとき。
- ③ 奨学生として奨学金助成の必要性が無いと認められたとき。
- ④ 報告書を期限内に提出しないとき。
- ⑤ 住所・連絡先等の変更事項を直ちに報告しなかったとき。

9. 問合せ先

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

※学生からの問い合わせは、大学でとりまとめてください。

個別には応じませんので、ご承知おきください。

※応募者がいない場合でも、締め切り期日までに必ずご連絡ください。

以上

公益財団法人 清和国際留学生奨学会  
奨 学 金 支 給 規 則

(奨学生の資格)

第1条 本会奨学金の支給を受ける者は、次に掲げる資格を有しなければならない。

- (1) アジア・オセアニア諸国（中国・韓国・台湾含む）の出身者であって、日本の国内の大学または大学院において学生として勉学、研究のため留学中の者。
- (2) 応募時現在において、大学学部生は満30歳未満、大学院生は満35歳未満で、日本政府（自治体を含む）または他の財団から奨学金の支給を受けていない者で、学業、人物ともに優秀で、且つ健康体であること。
- (3) 応募留学生は、秋田大学、筑波大学、麗澤大学、東京工業大学、芝浦工業大学、東京外国語大学、上智大学、京都大学に在籍する留学生とする。

(奨学金の額)

第2条 奨学金の額は、大学院生月額10万円、大学学部生は月額8万円とする。

(支給する期間)

第3条 (1) 奨学金を支給する期間は2ヵ年とする。  
(2) 大学学部最終年次に在学する者は1ヵ年とし、大学院修士課程に進学したときは更に1ヵ年延長する。ただし、応募期間内または選考委員会まで（1月末日まで）に、当財団へ連絡のこととする。  
延長期間の給付金額は大学院生の場合を適用する。  
(3) 大学院修士課程最終年次に奨学金の給付を受けることになったときは前項の例による。

(奨学金の交付)

第4条 奨学金は本人に毎月交付する。

(応募の手続き)

第 5 条 奨学生の受給を希望する者は、原則として毎年 12 月末日までに次の書類を本会代表理事に提出しなければならない。

1. 奨学生受給申込書
2. 日本国の大学もしくは大学院の成績証明書、または入学許可書
3. 日本国の受け入れ大学の推薦書及び推薦理由書
4. その他必要とする書類

(奨学生の決定)

第 6 条 奨学生は前条の出願者の内から選考委員会の議を経て翌年 2 月末日までに本会の理事会が決定する。

前項の決定は、推薦に関与する大学学長を通して通知する。

(奨学生の義務)

第 7 条 (1) 奨学生は、休学、復学、転学、または退学したとき、3ヶ月以上欠席したとき、または身分、住所その他重要事項に異動があったときは遅滞なく本会に届出なければならない。

(2) 奨学生は、本会に出向くよう要請を受けたときは、特別な事由がない場合はこれに応じなければならない。

(3) 奨学生は、毎年 2 月及び 6 月に学習報告書、10 月に近況報告を本会に提出しなければならない。

(奨学生の休止、停止及び期間の短縮)

第 8 条 (1) 奨学生が休学し、または 3 ヶ月以上欠席したときは、奨学生の支給を休止することがある。

(2) 奨学生の学業、または公序良俗に反するなどの状況により、奨学生としての適性を欠くと認めたときは奨学生の支給を休止し、または支給期間を短縮することがある。

(3) (1) または (2) により奨学生の支給を休止、若しくは停止され、または期間を短縮された者について、その事由がやんだと認めたときは奨学生の支給を復活することがある。

(支給の打ち切り)

第 9 条 奨学生が、次の(1)から(5)までの何れかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打ち切ることがある。

- (1) 本会への提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 大学において懲戒処分を受け、または学業の見込がないと判断されたとき
- (3) 退学したとき
- (4) 第 7 条の義務の履行を怠ったとき
- (5) 日本政府(自治体を含む)または他の財団から奨学金の支給を受ける事となったとき。
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

(転 学)

第 10 条 奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められた場合を除き、奨学金の受給を辞退したものとみなす。

(返 納)

第 11 条 奨学金の支給後において、第 9 条の(1)(2) または第 10 条の事由が生じていた事が判明した場合は、既に交付した奨学金の全部、または一部を返納させることがある。

(補 足)

- 1) この規則は、公益財団法人 清和国際留学生奨学会寄付行為の施行の日から適用する。
- 2) 第 3 条の規定は、平成 2 年 6 月 20 日改訂し、平成 2 年度の奨学金支給より適用する。
- 3) 第 2 条の規定は、平成 12 年 3 月 17 日改訂し、平成 12 年度の奨学金支給より適用する。
- 4) 第 5 条および第 7 条(3)の規定は、平成 21 年 3 月 22 日改訂し、平成 22 年 度より適用する。
- 5) 法律改正による移行申請が、平成 24 年 4 月 1 日付で公益財団

法人として認可されたので、当日より続けてこれを適用する。

6) 第2条の規定は、平成28年6月1日改訂し、平成29年度の奨学金支給より適用する。

7) 第1条(1)の規定は、令和4年4月1日に改定し、令和5年度の奨学金支給より適用する。

第3条(2)の規定は、令和4年4月1日に改定し、令和5年度の奨学金支給より適用する。

## 特例規程

日本国籍を持ちアジア・オセアニア諸国の大学に一年以上留学する  
奨学生奨学金支給の特例方法

(1)

学部生 100万円(1年分)  
院 生 120万円(1年分)

1年間分として、上記の金額を留学決定確認の上、一括して支払う。  
2年目も継続して留学する場合同様に支払うものとする。  
支給期間は二年間とする。  
(この場合は月々の奨学金支給はありません。)

(2)

「奨学金支給規則」の通り毎月交付する方法と上記の方法との一つを選択する事とする。

公益財団法人 清和国際留学生奨学会